

愛媛県松山庁舎照明改修（ＬＥＤ化）仕様書

1. 業務概要

本業務は、松山庁舎の照明器具をＬＥＤ照明に改修することにより、既存照明灯具において頻発している劣化故障の改善及び改修後の省電力化を図るものである。

2. 改修内容

改修箇所は別添図面のとおりとする。

なお、改修は既設灯具の交換を基本とするが、既設灯具を流用する改造（安定器を迂回するバイパス配線による LED 照明取付け）による改修が可能な箇所がある場合、対応について県と協議すること。

おって、既設灯具の数量及び交換LED照明の仕様は、別添LED照明器具一覧表のとおりであり、この仕様を満たす製品を選定すること。

3. 施工内容

- （１）灯具交換箇所は、既設灯具を撤去し、新設のＬＥＤ照明灯具を取り付けること。
- （２）既設の非常用照明は常用照明と兼用になっているが、新設する際は非常用照明を別に取り付けること。

なお、設置箇所の詳細については、協議により決定する。

4. 作業一般

- （１）作業は総務県民課総務係員（以下、「係員」という。）の指示のもとに実施すること。
- （２）業務の実施に先立ち、実施体制、工程表、緊急時における連絡先等業務を適正に実施するために必要な事項を取りまとめた計画書を作成し、係員の承認を受けること。

なお、ＬＥＤ照明改修にあたり、執務室については、業務に支障が出ないよう、土曜日、日曜日又は祝日のいずれかで工程を作成し、改修実施後、照度確認及び養生撤去を完了させること。

- （３）実施にあたっては、現場の安全と庁舎職員の業務に十分留意し、係員と緊密な連絡を保ち、事前に打合せを行うこと。

執務室等の実施においては、灯具取外しに伴うほこり等が机上に落ちないように養生シート等で対策すること。

- （４）事故発生の際は応急の処置を講ずると共に速やかに係員に通報し、その指示に従うこと。

- (5) 作業に従事する要員は十分な経験と技能を有する者とする事。
- (6) 実施責任者は常に自己の連絡先を明らかにし、作業の進行に支障のないようにすること。
- (7) 作業に必要な電力及び用水は無償で使用可能であるが、節約に努めること。
- (8) 作業に必要な材料、接続ケーブル、工具及び消耗品の一切は請負者の負担とする。
- (9) 火災予防には特に注意し、所定の場所以外での喫煙及び火気の使用は絶対に行わないこと。
- (10) 荷物の搬出入にあたっては、そのつど係員に申し出てその指示に従うこと。
- (11) 作業範囲外の場所には立ち入らないこと。
- (12) 工程を変更するときは、係員の承認を受けること。
- (13) 作業の際に建築物等に損傷を与えないよう十分留意のうえ改修することとし、万が一損傷させた場合は、速やかに係員に申し出て協議を行い、請負者の負担において復旧させること。
- (14) 業務の実施に伴い発生した蛍光灯及び灯具等の処理は、関係法令を遵守し適正に処理すること。

5. 提出書類

以下の書類を提出すること。

なお、(1) から (3) は作業前、(4) 及び (5) は作業後に速やかに提出すること。

- (1) 作業工程表
- (2) 体制表
- (3) 使用LED灯具等の仕様書
- (4) 改修写真（作業前、作業中、作業後）